

政策随意契約の公表について

京都市上下水道局契約規程第27条の2第1項の規定に基づき、以下を公表します。

1. 対象契約

(1) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する場合

ア 次の施設で製作された物品を買い入れる契約

① 障害者支援施設

(障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設。以下同じ。)

② 地域活動支援センター

(同条第28項に規定する施設。以下同じ。)

③ 障害福祉サービス事業を行う施設

(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う施設。以下同じ。)

④ 小規模作業所

(障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。以下同じ。)

⑤ これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者

⑥ 認定生活困窮者就労訓練事業（生活困窮者自立支援法第16条第3項に規定する事業。以下同じ。）を行う施設

(その施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者であるもので、当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者に限る。)

イ 次の施設から役務の提供を受ける契約

① 障害者支援施設

② 地域活動支援センター

③ 障害福祉サービス事業を行う施設

④ 小規模作業所

⑤ シルバー人材センター連合

(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定。)

⑥ シルバー人材センター

(同条第2項に規定。)

⑦ これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者

⑧ 母子・父子福祉団体等

(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者。当該団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び同条第4項に規定する寡婦である者に係る役務の提供を当該団体から受ける契約に限る。)

⑨ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設

(その施設に使用される者が主として生活困窮者自立支援法第3条第1項に規定する生活困窮者であるもので、当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者に限る。)

(2) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第4号に該当する場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から管理規程で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

上記(1)又は(2)に該当する場合であって、以下の基準額を超える予定価格である随意契約について、公表します。

(京都市上下水道局契約規程 別表 (第27条関係) (令和7年4月1日施行))

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	4,000,000 円
財産の買入れ	3,000,000
物件の借入れ	1,500,000
財産の売払い	1,000,000
物件の貸付け	500,000
前各号に掲げるもの以外のもの	2,000,000

2. 公表する時期と内容

- (1) 契約の締結を予定する日の原則として 2 箇月前まで
 - ア 契約に係る物品又は役務の名称
 - イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称
 - ウ 契約の締結を予定する日
- (2) 契約を締結する日まで
 - ア 契約の内容
 - イ 契約の相手方の選定基準, 申込みの方法その他の契約の相手方の決定方法
- (3) 契約の締結後速やかに
 - ア 契約に係る物品又は役務の名称
 - イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称
 - ウ 契約を締結した日
 - エ 契約の相手方となった者の氏名又は名称
 - オ 契約金額
 - カ 随意契約とした理由
 - キ 契約の相手方とした理由